

令和6年度木津川市保育施設利用調整基準点表について（案）

■ 概要

令和6年4月から入所する児童の入所調整を行う際の調整基準点表について、育児休業の延長を目的に保育申請し、決定後辞退するケースが多くみられることや、保護者の就労状況や家庭状況などの実態に即した取扱いとすることが望ましいと考えられることから、別紙（案）のとおり見直しを行うものです。

変更・追加内容につきましては以下のとおりです。

■ 変更・追加内容

（基本点数表）

区分	内容
②自営業	「自宅内での勤務（-3点）」「申立書に添付する書類不備（-2点）」 「申立書に添付する書類無し（-5点）」を削除
⑦障害	「その他」について状況を具体的に明記
⑩就学	「自宅外での」という制限を削除 職業訓練を追記

（調整点数表）

No	内容
5	「子どもに障がいがある」を「申請する子どもに障がいがある」に変更
6	産後休業からの復帰の場合も育児休業からの復帰の場合と同様に加点するとして内容を変更
7	点数変更（6点→7点）
8	点数変更（連携施設希望：12点→14点・連携施設以外希望：10点→12点）
削除	「同居の親族等の保育が可能（-4点）」項目削除
9-1	「医療的ケアが必要である（4点）」を追加
9-2	点数変更（10点→12点）
9-3	「基準点に規定する障害者手帳等」について具体的に明記
9-5	預かり保育事業利用者を加対象者に追加 備考に「疾病・障害」での利用者も対象とすることを追記
9-11	「育児休業の延長を希望する（-80点）」を追加

■ 施行時期 令和6年4月1日入所調整から適用